



## 第45回公害・環境デーが開催されました

2017年2月4日(土)大阪府立労働センター(エル・おおさか)で第45回公害・環境デーが開催されました。公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす府民集会で、今年は「社会を変えよう 未来をひらこう」というテーマで開催され200名の方の参加がありました。CASAは実行委員会のメンバーとして広報活動や運営にも参加をしています。

午前中は、三つの分科会『「異常気象」がまねく「想定外」の災害に備えて「命をまもる」』『パリ協定発効と日本の課題』『TPPと環境・暮らし』に分かれて学習と交流が行われました。どの分科会もホットな話題で盛り上がりました。

私は第二分科会「パリ協定発効と日本の課題」に参加しました。当会の専務理事早川光俊と自然エネルギー市民の会の事務局次長中村庄和、気候ネットワークの山本元さんの報告がありました。歴史的な「パリ協定」では、工業化前からの平均気温の上昇を、2℃を十分に下回るレベルに維持することを目標にし、21世紀後半に温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすとしています。しかし石炭火力・原発に依存するという世界の動きに逆行する日本に対して、石炭火力発電所の建設や原発再稼働を中止させる、日本のエネルギー政策を再エネ100%をめざす政策に転換させる、地域で太陽光発電所の建設など再生可能エネルギーを普及させるなど、市民の力で情報に精通し自立し行動していくということを確認した学習会でした。

午後からは、全体会として「いま、あらためて原発を問う」というテーマで基調講演・基調報告・特別報告、それぞれの団体の運動の報告がありました。以下全体会での講演・報告に対して印象に残ったことを紹介します。

基調講演「福島原発事故の現状と課題」をされた金谷邦夫さんの講演では、子どもの甲状腺がんが避難指示地域で2012年～14年度で100万人あたり492人発見されている、周産期(妊娠22週から生後1週間)死亡が2012年1月から14年末までに福島県と近隣5県で15.6%増えているなど放射線の影響による健康被害が増加している。それに対して、政府は2012年に成立した被災者・子ども支援法の不履行や被害対策の打



全体会の様子

ち切りなど国民の人権を無視し、被害者救済を遅らせて「棄民政策」をとっているとの報告がありました。

続いて井戸謙一弁護士から「原発再稼働差止め訴訟」の特別講演がありました。原発の運転等差止め請求権の有無についての裁判の判決では、福島第一原発事故後は10件の判決の内4件が住民側の勝訴となり、福島原発事故以前から大きく変化(事故前は38件の内2件)した。その変化をもたらしたもの(客観面)は、原発安全神話の崩壊、専門家信頼神話の崩壊、原発低コスト神話の崩壊、原発必要神話の崩壊であり国民世論の圧倒的な変化があった。司法は市民の信頼が必要であり、私たち市民の運動の盛り上げが重要との報告でした。

その後各団体からの報告がありました。煙突の本体のほとんどはアスベスト、また公共施設にはアスベストが多く、補強工事等でアスベストの露呈や飛散の事件が発生していること、公害健康被害補償法による損害賠償の財源には自動車重量税からも拠出されており、2018年3月までの時限立法の自動車重量税が廃止されると補償制度が後退する可能性があること、避難指示区域外の避難者について大阪府・大阪市での住宅支援がこの3月で打ち切られる可能性があることなどの報告がありました。このような問題を多くの人に知らせ、市民の力で市民の暮らしを守る運動を広げていかなければと痛感した一日でした。公害・環境デーは毎年開催されています。ぜひ、みなさんも参加されてはいかがでしょうか。

宮崎 学(CASA事務局長)